

一緒に作りませんか？



那覇市新商品開発支援事業 / 事業説明会・相談会

観光都市「那覇」の魅力発信と認知向上につながる、新しい商品の企画・開発に必要な経費の一部を補助し、各分野の専門家による伴走支援のもと、那覇市の新しい特産品開発と流通に取り組みます。
意欲的な事業者の皆さんのご参加をお待ちしています。

2026 **8/21** **金**

14:00 > 17:00 開場 14:00
開始 14:30

なは産業支援センター 5F (MECAL4_5)

(沖縄県那覇市銘苅2丁目3-1 なは市民協働プラザ内)

※駐車場は地下駐車場または消防局隣の立体駐車場をご利用ください。

事業説明会・相談会プログラム

14:30 事業概要説明

14:45 補助金説明

15:00 基調講演

株式会社 Pilotfish
五日市 知香 氏

15:40 個別相談会

(1社30分程度)

申込期限

2026.8/20 木 13:00 まで

事業説明会・相談会へのお申込みは QR コードから

※事前申し込みが必要です。右記のQRコードからお申込みください。
(簡単なアンケートがありますのでお答えください)



対象商品には補助金交付もあります

補助金申請締め切り

提出書類にて審査有り、上限額 100 万円 (補助対象経費の 2/3)
詳しく是那覇市のホームページにて

9/11 金

地元へ全力!

沖縄セルラー
OKINAWA CELLULAR

事務局：沖縄セルラー電話株式会社

● TEL : 098-971-1221 ● E-mail : agri.info@au-mobile.com (担当 / 三島・伊吉)

那覇市 新商品開発事業 補助事業者募集



① なはし社会地域課題解決型起業支援補助金

那覇市の抱える社会課題・地域課題の解決を目的として起業をする方に対して、事業化に必要な経費の一部を補助する他、採択された方へ対して先輩起業家等の相談支援や広報支援を実施するもの。

- ◆補助率・上限額：対象経費の 3 分の 2 以内・上限 100 万円
- ◆対象者：市内において起業するもの（創業 5 年未満を含む）、
市内に本社があり経営者又は従業員が既存事業とは異なった事業を行うために新たに起業するもの等
※会社形態は個人事業主、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
- ◆申請期間：令和 8 年 4 月 28 日（火）～ 6 月 10 日（水）※今年度は募集終了
- ◆お問い合わせ先：【事務局】琉球ミライ株式会社（080-4651-6900）



② 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金

市内中小企業者が自社で企画・開発もしくは代理店等として取り扱いをしている商品・サービスの販路拡大のため、県内外・海外の展示会・見本市・商談会（オンラインを含む）・県外の物産展等へ参加する場合にその経費の一部を助成するもの。

- ◆助成率・上限額：助成対象経費の 2 分の 1 以内
①海外：上限 100 万円、②県内外：上限 50 万円、③オンライン：上限 25 万円
- ◆対象者：那覇市中小企業振興基本条例第 2 条第 1 項で定める中小企業者、
令和 8 年度も含めた 10 年以内に本事業の補助を 3 回以上受けていない中小企業者
（沖縄産業まつり及び参加・出展料が 3 万円以下のオンライン商談会を除く）他
- ◆申請期間：令和 8 年 4 月 15 日（水）～令和 9 年 1 月 29 日（金）まで
- ◆お問い合わせ先：商工農水課商工振興 G（098-951-3212）



③ 市内企業経営基盤強化事業

新たな成長戦略の策定や経営環境の整備、各種支援制度の活用推進等、経営基盤強化のため、課題に応じた専門派遣するもの。

- ◆対象者：市内中小企業、個人事業主等
- ◆支援回数：5 回～10 回程度
- ◆応募期間：令和 8 年 6 月中旬～12 月
- ◆支援企業数：応募企業の中から 20 社程度
- ◆お問い合わせ先：【事務局】（一社）沖縄県中小企業診断士協会（098-917-0022）



④ 那覇市小口資金融資

那覇市、金融機関及び沖縄県信用保証協会の三者の相互協力によって、市内の小規模企業者に対して必要な事業資金の融通を図ることを目的で設けられた制度融資。

融資内容	資金使途	限度額	融資期間	償還	利率	担保	連帯保証人	保証料率	申込場所
一般小口	運転設備 運転設備（転業）	1000 万円	運転・転業 5 年以内 設備、運転設備 7 年以内 (据置 6 ヶ月以内)	月賦償還	2.20% ※1.95%	不要	個人は原則不要、 法人は法人代表者	0.4%～ 0.8%	取扱金融機関 商工農水課 那覇商工会議所
特別小口	一般小口のみ				2.10% ※1.85%		不要	0.6%	

※商工会議所の経営指導を 3 ヶ月以上実施した場合の金利

- ◆申込要件：令和 8 年 1 月 1 日時点で那覇市に住民登録があり、引き続き居住しているもの。
（個人企業の代表者のみ。法人代表者については問いません。）
市内に 6 ヶ月以上事業所を有し、この間継続して同一の業種に属する事業を行っているもの。他
- ◆応募締切：～令和 9 年 3 月 31 日まで※融資枠に達し次第、締め切り
- ◆お問い合わせ先：商工農水課商工振興 G（098-951-3212）

